

日本聖公会法憲法規（2021年4月4日発行・第1刷への改訂箇所）

【「法憲法規」の見返しに貼付するなどしてご活用ください。】

※下線部を変更（）は、「日本聖公会法憲法規」のページ番号

「日本聖公会法規」

第2条(教区主教選挙・被選挙資格)（5頁）

教区主教は、満30歳以上の司祭または主教の中から、教区会で選挙する。

第12条(教区主教の定年退職・辞職・退任)（8頁）

教区主教は、満70歳に達した後最初の3月31日または満70歳に達した3月31日に定年となり、退職する。

第20条(司祭志願の要件)（11頁）

司祭を志願する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 満24歳以上であること。

第21条(推薦、出願)（11頁）

3 志願者は、教会でない団体等に勤務しているときは、志願者の勤務についてよく知る現任の司祭2人および満20歳以上の現在堅信受領者3人の推薦を得なければならない。

第27条(司祭の退職・休職)（12頁）

司祭は、満70歳に達した後最初の3月31日または満70歳に達した3月31日に定年となり、退職する。

第33条(執事志願の要件)（14頁）

執事を志願する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 満23歳以上であること。

第37条(志願の要件)（15頁）

聖職候補生を志願する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 満18歳以上であること。

第43条(志願の要件)（17頁）

伝道師を志願する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 満20歳以上であること。

第63条(信徒奉事者)（21頁）

教区主教は、令聞ある満20歳以上の現在堅信受領者を、信徒奉事者に任命することができる。

第110条(信徒代議員の選挙権者・被選挙権者)（35頁）

現在堅信受領者が選挙の行なわれる年の12月1日に満16歳以上の者は、信徒代議員の選挙権を有する。

2 現在堅信受領者が選挙の行なわれる年の12月1日に満20歳以上の者は、信徒代議員に選挙されることができる。

第121条(常置委員会の組織)（36頁）

教区に常置委員会を置く。

2 常置委員会は、現任の司祭と執事のうちより3人および満20歳以上の現在堅信受領者3人で組織する。

第140条(堅信受領者総会の組織)（40頁）

堅信受領者総会は、牧師および満16歳以上の現在堅信受領者で組織する。

第 151 条(教会委員の選挙権者・被選挙権者) (41 頁)

現在堅信受領者で選挙の行なわれる年の 12 月 1 日に満 16 歳以上の者は、教会委員の選挙権を有する。

- 2 現在堅信受領者で選挙が行なわれる年の 12 月 1 日に満 20 歳以上の者は、教会委員に選挙されることができる。

第 205 条(管区審判廷の審判員・組織等) (53 頁)

管区審判廷の審判員は、日本聖公会の教区主教ならびに満 40 歳以上の現任の司祭および現在堅信受領者の中から、主教会が指名し、定期総会が承認して任命する。

第 206 条(教区審判廷の審判員・組織等) (54 頁)

教区主教は、教区審判廷の審判員となる。

- 2 教区主教以外の教区審判廷の審判員は、教区主教が、当該教区に所属する満 30 歳以上の現任の司祭および現在堅信受領者の中から、常置委員会にはかり定期教区会の承認を経て、任命する。

第 207 条(主教についての懲戒申立、審判廷、懲戒の不服申立) (54~55 頁)

聖公会の教役者または満 16 歳以上の信徒は、日本聖公会の主教について懲戒の事由があるときは、管区審判廷に懲戒を求める申立をすることができる。

第 208 条(主教以外の者についての懲戒申立、審判廷、懲戒の不服申立) (55 頁)

- 2 聖公会の教役者または満 16 歳以上の信徒は、主教以外の日本聖公会の教役者または信徒について懲戒の事由があるときは、教区審判廷に懲戒を求める申立をすることができる。

付則 <1990 年第 42 総会決議第 34 号> (63 頁)

この法規は、1990 年開催の日本聖公会定期総会終了の時から、施行する。

- 2 1990 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに満 70 歳に達した聖職は、1991 年 3 月 31 日に定年となり、退職するものとする。

付則 <2022 年第 67 総会決議第 3 号> (64 頁)追記

この法規は、2022 年開催の日本聖公会定期総会終了の時から施行する。

「日本聖公会総会代議員選挙規則」

第 3 条(被選挙権者) (91 頁)

選挙が行なわれる教区に聖職籍を有する現任の司祭および執事は聖職代議員に、当該教区内の教会に教籍を有する満 20 歳以上の現在堅信受領者は信徒代議員に、選挙されることができる。

付則 <2022 年第 67 総会決議第 4 号> (92 頁)追記

この規則は、2022 年開催の日本聖公会定期総会終了の時から施行する。

「日本聖公会審判廷規則」

第 13 条(代理人および弁護人の資格要件) (99 頁)

聖公会の教役者または満 20 歳以上の信徒でなければ、懲戒の申立について代理人または弁護人となることはできない。

付則 <2022 年第 67 総会決議第 4 号> (107 頁)追記

この規則は、2022 年開催の日本聖公会定期総会終了の時から施行する。

日本聖公会法憲法規改訂箇所

2022 年 7 月 22 日法規第 103 条の定めにより、

2021 年 4 月 4 日発行・第 1 刷への改訂箇所につき祈祷書等検査委員検査済